

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	森林政策課	整理番号	1-2
処分の種類	森林経営計画の認定の取消			
根拠法令条例等・条項	森林法 第16条			
処分の概要	法第16条の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 法第16条各号及び森林経営計画制度運営要領 I の7のとおり</p> <p>「森林法第16条」</p> <p>一 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。</p> <p>二 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。</p> <p>三 認定森林所有者等が、法第15条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。</p> <p>「森林経営計画制度運営要領 I の7」</p> <p>(1) 法第16条の認定の取消しは、森林経営計画制度の実効性を確保するための最終的な措置であるから、努めてそのような事態が発生しないよう事前の指導に万全を期すこととする。</p> <p>(2) 法第16条各号に該当する場合であっても、その後の森林経営計画の実行が明らかに確保されると認められる場合には、取消しを行わず、計画的な森林の施業及び保護の推進が図られるよう指導することとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)の指導にもかかわらず、当該森林経営計画の実行が確保されると認められない場合には、厳正に認定の取消しを行うものとする。</p> <p>(4) 認定の取消しの効果は、認定が取り消された以降、認定森林所有者等が課せられていた義務が消滅し、免除されていた義務が復活することとなることである。</p>			
基準の制定根拠	—			